【別紙１】

「新修 福岡市史 資料編 中世③」版下制作業務仕様書

1.　件　　名 「新修 福岡市史 資料編 中世③」版下制作業務

2.　業務の目的 福岡市の市史編さんの目的は、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成するとともに、貴重な歴史史料を市民の財産として後世に継承し、本市発展の指針とし、本市の姿を歴史的に明らかにすることです。当該書籍は考古・古代・中世・近世・近現代の各分野で構成される「資料編」のひとつで、3巻からなる中世の資料編の最終巻にあたり、上製本の「資料編」１冊と並製本の「補遺編／花押集」1冊からなる2冊セットを予定しており、今回はその版下制作の一部を委託するものです。

3.　履行期間 契約締結の翌日から　令和7年3月25日

4.　書籍仕様 A）資料編

 ⑴ 判型　A5判型

 ⑵ 製本　上製本

 ⑶ 本文　1000ページ（予定）／縦組み／縦２段組　１３級

 ⑷ 刷色　本文は１色＋１色、口絵8頁（予定）は４色＋４色

 ⑸ 構成（別紙１のとおり）

　　　　　　　　　B）補遺編／花押集

 ⑴ 判型　A5判型

 ⑵ 製本　並製本

 ⑶ 本文　220ページ（予定）／縦組み／補遺編は縦２段組　１３級、花押集はレイアウト見本あり

 ⑷ 刷色　本文１色＋１色、口絵8頁（予定）は４色＋４色

 ⑸ 構成（別紙２のとおり）

※刊行スケジュール

　　　　　　　　　令和6年度・・・A）B）の版下作成業務（一部）

　　　　　　　　　令和7年度・・・A）B）の版下作成業務（残り）、印刷製本業務（予定）

5.　業務内容 当該書籍にかかる版下データの制作

⑴ 組版作業

今回は上記Aの一部（口絵を除く300頁程度）とBの全部について作業を行う

⑵ 使用する画像の処理

⑶ 校正指示に対する修正作業（作字含む）

校正３回＋念校１回を予定

校正紙については正ゲラ1部と副ゲラ2部を提出すること

⑷ その他

版下制作に当たっては、文字組等のレイアウト、項目、見出し等は既刊の「新修 福岡市史 資料編 中世①」「（同）中世②」を参考とし、市史編さん室担当者と協議のうえ作業を行うこと。

6.　提供素材 ⑴ 本文原稿（テキストデータ、indd、ai等）

 ⑵ 写真・図版データ（jpeg、ai、pdf、psd等）

 ⑶ その他、制作に必要なデータ

7.　そ の 他　　 ⑴ 契約締結後、速やかに担当者と協議を行い、制作工程表を提出すること。

⑵ 画像や古文書等の掲載に必要な申請は市史編さん室が行う。

⑶ 原稿等の出稿後、初校の提出までに、指示どおりできているか点検すること。また、校了時にも点検を行い、誤りを発見した際は速やかに担当者へ報告のうえ対応すること。

⑷ 原稿等出稿後は、要請に応じて随時校正紙とpdfデータを届けること。

⑸ 校了後も、必要に応じて印刷業者が行う色校正を含む段階で訂正等の必要が生じた場合は、協議のうえ可能な限り対応すること。万が一対応できない場合は、市史編さん室が直接版下データの修正等を行えるよう、データ形式は編集可能なものをあわせて納品すること。

⑹ その他、細部については、市史編さん室の指示に従うこと。

8. 版権・著作権　 ⑴この委託で新たに制作された物（以下「制作物」という。版下データならびにそれを構成する原稿類を含む）に係る著作財産権は、福岡市博物館に帰属するものとする。

⑵福岡市博物館は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。

⑶福岡市博物館は、当該制作物を、福岡市博物館の別の発行物に使用できるものとする。また、福岡市博物館が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、受託者が使用料を徴収することはないものとする。

⑷ ⑶の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

⑸制作にあたり、事業者ならびに福岡市博物館以外が著作権を持つ素材を利用する際は、受託者において処理することとする。

9. 納 品 物 ⑴ 版下データ

 ※ PDFデータおよび制作データ（編集可能なもの）を電子媒体に保存したもの。

　※ 納品する媒体は必ずウイルスチェックを済ませること。

⑵ 校了紙（原寸大の打ち出し）1部